

# 自民党憲法草案

口語訳: 杉森健一

## 前文

日本は長い歴史とオリジナリティー溢れる文化を持って、国民統合のシンボリック存在の天皇がトップに立つ国です！基本コンセプトは、国民主権の元での立法・行政・司法の三権分立ね！

日本は戦争や災害を乗り越えて発展し、今や世界的に見ても結構力持ってるし、これからも平和主義のもと他の国と仲良くしながら世界平和の為に頑張ります！

日本国民は、国と土地を自分達で守り、基本的人権を大切に、みんなと協力し、家族や社会全体でお互い助け合って国を創っていきましょう！

私たちは自由とルールを大切に、自然環境を守りつつ、教育とか科学技術とかにも力を入れ、経済も発展させて、国を成長させます！

日本国民が素晴らしい日本の伝統とこの国を、これからもずっと子孫に伝えていくために、この憲法を作りました！

## 第1章 天皇

### ◎天皇

第1条 日本を代表する人といえば天皇！天皇は日本のシンボリック存在です！

### ◎皇位の継承

第2条 天皇などの皇位は世襲制です！

### ◎国旗及び国歌

第3条 第1項 日の丸が日本の国旗で、君が代が日本の国歌です！  
第2項 日本国民は、国旗と国歌を大切にしましょう！

### ◎元号

第4条 天皇が変わったら、「平成」とかの元号も変えます！

### ◎天皇の権力

第5条 天皇は政治的権力を持ちません！政治関係で天皇が出来ることは、この憲法で決められた国事行為です！

※国事行為: 政治関連の、形式的・儀式的な行い

## ◎天皇の国事行為など

- 第6条 第1項 天皇は国民のために、国会が決めた内閣総理大臣を任命します！  
あと、内閣が指名した最高裁判署長官も任命します！
- 第2項 天皇は、国民のために下記10個の国事行為をします！
- ①憲法改正、法律、政令、条約の発表
  - ②国会スタートの合図
  - ③衆議院の解散
  - ④衆議院総選挙と参議院通常選挙の開催を発表
  - ⑤大臣や一部公務員の任免の認証
  - ⑥罪人の罪を軽くしてあげることの認証
  - ⑦国からの表彰の授与
  - ⑧外交関連の重要な決め事の認証
  - ⑨外国の大使と公使の接受
- 10:儀礼を行う
- 第3項 天皇は、上の10個の国事行為は、誰かに代理にやってもらってもオッケー！詳しくは法律で決めましょう！
- 第4項 天皇が行う国事行為は内閣の意見が必須で、もしなんかあったときは内閣が責任を負います！ただ、衆議院の解散だけは、内閣じゃなくて内閣総理大臣の意見ね！
- 第5項 第1項と第2項以外にも、天皇は国・地方自治体・その他公共団体主催の式典への出席など、色んな公的な仕事をします！

## ◎摂政

- 第7条 第1項 天皇が国事行為を他の人に代理でやってもらう時は、その代理の人が天皇の名前で国事行為を行うことね！
- 第2項 第5条と第6条第4項に関しても、上の第1項を当てはめます！

## ◎皇室への財産の受け渡しなどの制限

- 第8条 皇室が財産を受け取る時や譲るときは、基本的に国会の承認が必要です。ただし、法律で例外が認められていれば承認なしでオッケー！

## 第2章 安全保障

### ◎平和主義

- 第9条
- 第1項 日本国民は、正義とルールをベースにした国際平和を追い求め、国としての戦争はしません。また、国際問題が起こっても、武力での威嚇や武力行使(力づく)では解決しようとしません！
- 第2項 でも、自分の国を守らないといけないときは、武力は使いますよー！

### ◎国防軍

- 第9条の2
- 第1項 日本の平和と独立、国民の安全を守るために、国防軍を持ちます！ほんで、国防軍のリーダーは総理大臣ねー！
- 第2項 国防軍が日本の平和と安全のために任務を行う時は、法律の下、国会の承認が必要です！
- 第3項 国防軍が日本の平和と安全のために任務を遂行する際は、法律の下、世界平和のための国際協力、国民を守る為の活動もしてもいいですよー！
- 第4項 その他、国防軍関連のことは法律で決めましょう！
- 第5項 国防軍に審判所を置いて、国防軍の軍人やその他公務員が、仕事上で罪を犯してしまった場合や、国防軍関連の機密情報を外部に漏らした場合は裁判を行いましょう！もちろん被告人が裁判所へ上告する権利はあるよ！

### ◎領土関係

- 第9条の3
- 国は、主権と独立を守る為に国民と協力して、領土・領空・領海・領空と、そこから取れる資源を守らないといけません！

## 第3章 国民の権利及び義務

### ◎日本国民

第10条 日本国民としての資格は、法律で決めます！

### ◎基本的人権

第11条 国民は、基本的人権を持ちます！基本的人権は、誰にも侵すことの出来ない永久の権利です！

### ◎国民がしなければならないこと

第12条 国民の自由と権利は、国民の努力によって守られないといけません！でも、国民はこの権利を濫用してはいけなし、自由と権利を持つには責任と義務が必要だということを自覚しましょう。そして常にルールは守りましょう。

### ◎人としての尊重

第13条 全ての国民は、人として尊重されます。自由とハッピーを追い求め生きていくことは、ルールに反しない限り法律や政治上でも最大限尊重されなければなりません！

### ◎法の下での平等

第14条 第1項 全ての国民は法律の下で平等であり、差別はされません！  
第2項 貴族制度は認めません！  
第3項 国が授ける勲章などは、受ける人にしか意味をなしません。親の七光り的な考えは無しね！

### ◎公務員の選定とクビに関する権利

第15条 第1項 公務員を選ぶこととクビに出来ることは、国民の権利です！  
第2項 公務員は、一部の人のために仕事をするのではなく、全ての国民のために仕事をしなくてはなりません！  
第3項 公務員の選定を選挙で行うときは、日本国籍を持つ大人による普通選挙によって行われます！  
第4項 選挙にて、投票時の秘密は守られないといけません。投票者の名前を書くとか無しね！あと、投票された人が仮にめっちゃ悪い人だったとしても、投票した人には何の責任も問われません！ご安心を！

### ◎国に対してのお願いごとをする権利

第16条 第1項 問題があったときに助けてもらうこと、公務員をクビにすること、法律などのルールを作ったり廃止したるすることを国に申請する権利は、みんな持ってます！ただし、依頼は穏便にね！  
第2項 これらのことを依頼したからといって、差別はされません！

◎国に賠償を請求する権利

第17条                   もしも公務員によって損害を受けたのなら、国民は国や地方自治体などに損害賠償を請求できます！

◎身体的な自由を持つ権利

第18条    第1項   誰もが、社会的・経済的関係には身体的拘束を受けることはありません！

          第2項   誰もが、望まない苦役を服されません！（犯罪の処罰は別！）

◎思想と良心の自由

第19条    第1項   思想と良心の自由は保障されます！

◎個人情報の不正取得の禁止など

第19条の2               個人情報の不正取得、保持、利用はダメです！

◎信教の自由

第20条    第1項   信教の自由は保障されます！国は、どの宗教団体も特別扱いしてはいけません！

          第2項   宗教上の儀式や行事などに強制的に参加させるのはダメ！

          第3項   国や地方・公共団体は、特定の宗教に関する教育や活動をしたらダメよ！ただ、お葬式とかの普段の生活に浸透していることはオッケー！

◎表現の自由

第21条の1   第1項   集会・団体・言論・出版などの表現の自由は保障します！

          第2項   ただし、ルールを破ることや秩序を乱すことが目的なことはNGね！

          第3項   検閲はダメ！

◎政治関連の説明義務

第21条の2               国は、政治関連のことを国民に説明する義務があります！

◎居住場所や職業選びの権利

第22条    第1項   どこに住むかや、職業選びの権利はみんなもってまーす！

          第2項   別に外国に住んでも、日本国籍捨てちゃってもオッケー！

◎学問の自由

第23条                   何を勉強してもいいっすよー！

## ◎家族と結婚に関する基本原則

- 第24条 第1項 家族は社会の中での基礎的な単位として尊重されます。ほんで家族はお互い助け合いましょーね！
- 第2項 結婚は奥さんと旦那さんのお互いが納得した上でされるものね！で、夫婦は同等の権利を持ってて、お互い協力しあいましょーね！
- 第3項 結婚・遺産などの家族関係の法律は、個人の人権や自由、男女平等の考えを元に作られないといけません！

## ◎生きる権利

- 第25条 第1項 全ての国民は、健康で文化的な最低限の生活を送る権利を持っています！
- 第2項 国は、国民の生活の色々な場面にて、福祉や社会保障、公衆の衛生の向上や促進などに取り組まないといけませんよー！

## ◎環境を守る義務

- 第25条の2 国は国民と協力して、素敵な環境を作らないといけません！

## ◎海外にいる国民の保護

- 第25条の3 もし海外で緊急事態が起きた場合は、国はその国にいる日本国民を守らなければいけないですよ！

## ◎犯罪被害者への配慮

- 第25条の4 国は、犯罪被害者やその家族の人権や処遇に気を使いましょーね！

## ◎教育に関する権利と義務

- 第26条 第1項 全ての国民は、その人の能力に応じた教育を受ける権利があります！
- 第2項 全ての国民は、息子や娘に普通教育を受けさせる義務があります！この義務教育は無料ね！詳細は法律にて！
- 第3項 教育は国の未来の発展の為に必要不可欠なので、国は教育に力を入れましょーね！

## ◎働くことに関する権利と義務

- 第27条 第1項 全ての国民は、働くことの権利と義務を持ちまーす！
- 第2項 給料・労働時間・休憩などの労働条件の詳細は法律にて！
- 第3項 児童は働かせちゃダメ！

## ◎労働者が団結する権利

- 第28条 第1項 労働者が団結し、交渉を行うことの権利は保障します！
- 第2項 公務員に関しては、団体結成や交渉の権利は一部制限します！でも、もし働く条件などが悪いのであれば、それは改善されないといけません！

## ◎財産権

- 第29条 第1項 財産権は保障しまーす！

- 第2項 財産権の内容は、社会の秩序を乱さないように法律決めます！なお知的財産権については、国民の知的創造力が伸びていけるように配慮します！
- 第3項 私有財産は、公共のために使用することができます！

◎納税の義務

- 第30条 国民は税金を納める義務があります！詳細は法律にて！

◎適正手続の保障

- 第31条 法律のもとのちゃんとした流れでなければ、誰も生命や自由を侵害されたり、刑罰を与えられたりはしません！

◎裁判を受ける権利

- 第32条 誰でも裁判所で裁判を受ける権利を持っています！

◎逮捕に関する保障

- 第33条 現行犯で逮捕される時以外は、裁判官が発行する令状が無ければ逮捕されることはありません！

◎拘束に関する手続きの保障

- 第34条 第1項 正当な理由が無い場合や、理由を伝えられない場合、もしくは弁護士に依頼する権利を与えられることなく警察には拘束されません！
- 第2項 拘束された人は、その理由を本人か弁護士が出席する法廷で示させる権利を持ちます！

◎住居などの不可侵

- 第35条 第1項 正当な令状が無ければ、住居や所持品を調べられたり没収されることはありません！ただ、逮捕される時は例外ね！
- 第2項 とゆうことで、捜索や押収は、裁判官が発行する令状が必要です！

◎拷問やエグい刑罰の禁止

- 第36条 公務員による拷問やエグい刑罰は禁止です！

◎刑事被告人の権利

- 第37条 第1項 全ての刑事事件では、被告人は公平な裁判を受ける権利があります！
- 第2項 被告人は、全ての証人に十分に質問する権利と、国のお金で自分の為に証人を求めることができます！
- 第3項 被告人は、どんな場合でも弁護士に依頼することができます。被告人が弁護士を呼べない時は、国が代わりに呼んであげますね！

◎刑事事件における自白など

- 第38条 第1項 誰もが、自分に不利な供述を強要されません！
- 第2項 拷問や脅迫による自白や、長期間拘束されての自白は無効です！
- 第3項 自分に不利な証拠が自分の自白のみの場合は、有罪にはなりません！

◎過去の事件に関する処罰

第39条           その行為をした時は違法ではなかった場合や、既に無罪とされた行為は、罪には問われません！

◎刑事補償を求める権利

第40条           拘束後、裁判の結果無罪になった時は、国に賠償を請求できます！詳細は法律にて！



## 第4章 国会

### ◎国会と立法権

#### 第41条

国会は、日本で一番権力を持っている機関であり、国で唯一法律を作れるところです！

### ◎両議院

#### 第42条

国会は、衆議院と参議院から構成されまーす！

### ◎両議員の組織

#### 第43条

第1項 両議院は、選挙で選ばれた議員から組織されます！

第2項 議員の人数は法律で決めまーす！

### ◎議員と、選挙に参加する人の資格

#### 第44条

議員と選挙に参加する人の資格は、法律で決めまーす！もち、差別は禁止ね！

### ◎衆議院議員の任期

#### 第45条

衆議院議員の任期は4年です！ただし、解散した場合はその時点で終わりね！

### ◎参議院議員の任期

#### 第46条

参議院議員の任期は6年です！で、3年ごとに半分ずつメンバー入れ替えていきます！

### ◎選挙関連のこと

#### 第47条

選挙区や投票方法とかの選挙に関することは法律で決めまーす！ほんで選挙区は人口をベースに、行政区画などをいい具合に考えて決めましょう！

### ◎両議院議員の掛け持ち禁止

#### 第48条

両議院議員の掛け持ちは禁止ねー！

### ◎国会議員の給料

#### 第49条

議員の給料は国から支給します！詳細は法律にて！

### ◎議員の不逮捕

#### 第50条

両議院議員は、基本的に国会が開いている間は逮捕されません！国会が開く前に逮捕された場合も、その議院からの要求があれば、会期中は釈放されます！

◎議院の免責特権

第51条 両議院議員は、議院内での発言に関して、院の外では責任を問われません！

◎通常国会

第52条 第1項 通常国会は年1回ね！  
第2項 いつ開くかは法律で決めまーす！

◎臨時国会

第53条 衆参どっちかの議院から1/4以上の要請があれば、臨時国会を開くことができます！要求があった日から20日以内に開きましょう！

◎衆議院の解散と総選挙、特別国会と参議院の緊急集会について

第54条 第1項 衆議院の解散は、総理大臣が決定すること！  
第2項 衆議院が解散した時は、解散から40日以内に総選挙をして、それから30日以内に特別国会を開きられないといけないでーす！  
第3項 衆議院が解散の場合は、参議院も閉会になります！ただ、緊急時には、参議院で緊急集会を開くことを内閣は決めることができます！  
第4項 緊急集会で決まったことはあくまでも一時的なものなので、次回の国会の最初の10日間以内で衆議院がオッケー出さなかったら、その決まりごとは無効になります！

◎議院の資格審査

第55条 国会議院の資格について争いがある場合は、議会で話し合います！2/3以上の賛成で、その議員の資格剥奪ができます！

◎表決と定足数

第56条 第1項 この憲法に書いてある以外の議決は、基本的に出席議員の過半数で決まります！賛成反対が同数の場合は、議長が決めちゃいましょう！  
第2項 各議会での議決は、総議員の1/3以上の出席がなければ行えません！

◎会議及び会議録の公開など

第57条 第1項 両議院の会議は公開しなければなりません！ただ、出席議員の2/3が望むなら、秘密会にしてもオッケーです！  
第2項 両議院が、会議を記録して秘密会の記録の中で特に秘密にしなくてもいいこと以外は公表しなければなりません！

◎役員の選任と議院規則と懲罰

第58条 第1項 両議院は、議長などの各議院の役員を選びましょう！  
第2項 両議院は、各議院でルールを決め、そのルールを破った人に罰を与えることができます！ただ、議員を除名するには出席議員の2/3以上の賛成が必要です！

◎法案の議決と衆議院の優越に関して

- 第59条 第1項 法案は基本的に、両議院で可決したら法律になります！
- 第2項 法律案に関して衆議院と参議院の意見が食い違ったら、もう一回衆議院で採決して2/3以上賛成だと可決になります！
- 第3項 これらは、衆議院が両議院協議会の開催を求めることを邪魔しません！
- 第4項 参議院が衆議院の可決した法律案を受け取ってから60日以内議決しないときは、衆議院は参議院が否決したとみなすことができます！

◎予算案の議決に関する衆議院の議決

- 第60条 第1項 予算案は、先に衆議院に提出しなければなりません！
- 第2項 衆議院と参議院が予算案に対して違う議決をした場合は、両議院協議会で話し合います。それでも話しがまとまらない場合、もしくは参議院が30日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とします！

◎条約の承認に関する衆議院の優越

- 第61条 条約を結ぶのに必要な国会の承認にも、上に書いた予算案の衆議院の優越を認めます！

◎議院の国政調査権

- 第62条 両議院はそれぞれ国政に関する調査を行い、これに関して証人を出させたり、証言したり、記録の提出を要求したり出来ます！

◎総理大臣の議院出席の権利及び義務

- 第63条 第1項 総理とその他大臣は、両議院の会議に出席できます！
- 第2項 総理とその他大臣は、議院から求められたら、会議に出ないといけません！でも、ほかに大事な仕事があったらそっち優先してもいいよ！

◎弾劾裁判所

- 第64条 第1項 裁判官の裁判は弾劾裁判所です！メンバーは国会議員ね！
- 第2項 詳しくは法律で！

◎政党

- 第64条の2 第1項 国は、政党がめっちゃ大切ってことを認識して、政党活動の公平と発展のために努力しましょう！
- 第2項 政党の活動の自由は保障します！
- 第3項 その他政党関連のことは法律で決めましょう！

## 第5章 内閣

### ◎内閣と行政権

第65条 行政権は、基本的には内閣が持ちます！

### ◎内閣の構成と、国会に対する責任

第66条 第1項 内閣は、総理大臣とその他国務大臣で構成されます。詳細は法律にて！

第2項 総理とその他大臣は、現役軍人ではダメよ！

第3項 内閣が行う政治に関しては、国会も連帯して責任があります！

### ◎総理の指名と衆議院の優越

第67条 第1項 総理は国会が国会議院の中から選びます！

第2項 国会の総理選びは、何よりも優先的にしましょうね！

第3項 衆議院と参議院で違う人を総理に指名した場合は、両議院協議会で話し合います。それでも話しがまとまらない場合、もしくは参議院が10日以内に指名しないときは、衆議院の指名を優先します！

### ◎国務大臣の任免

第68条 第1項 内閣総理大臣は、国務大臣を任命します！国務大臣は、半数以上は国会議員であること！

第2項 総理は大臣をクビにできます！

### ◎内閣不信任と総辞職

第69条 衆議院が内閣不信任案を可決かするか、内閣信任決議案を否決した場合は、10日以内に衆議院を解散か、内閣総辞職しなければなりません！

### ◎総理がいなくなった場合等の総辞職等

第70条 第1項 総理がいなくなっちゃったとき、もしくは衆議院総選挙後の最初の国会では、内閣は総辞職しましょう！

第2項 総理がいなくなったときは、総理があらかじめ指名した大臣が、臨時の総理となります！

### ◎総辞職後の内閣

第71条 第69条と第70条の場合には、内閣は新しい総理が決まるまではとりあえずそのままです！

### ◎総理の仕事

第72条 第1項 総理は、行政の各部署を指揮監督し、その総合的な調整をします！

第2項 総理は、内閣を代表して議案を国会に提出し、外交関係等についても国会に報告する。

第3項 総理は最高指揮官として、国防軍を統括します！

## ◎内閣の仕事

### 第73条

内閣は、一般行政の仕事と下記7個仕事を行います！

- ①法律の下、国の仕事を管理します！
- ②外交関係の処理をします！
- ③条約を結びます！ただ、基本的には国会の事前承認が必要で、やむを得ない場合は事後でもいいよ！
- ④法律の下で、公務員の仕事を管理します！
- ⑤予算や法律案を国会に提出します！
- ⑥法律の下で、政令を出せます！ただ、原則政令では、そのことを義務付けることや、権利を制限したりすることはできません！
- ⑦他の人の罪を軽くしたりすることができます！

## ◎法律や政令の署名

### 第74条

法律や政令は国務大臣と総理の署名が必要です！

## ◎国務大臣の不訴追特権

### 第75条

国務大臣は任期中、総理の同意がなければ刑事事件で告訴されません！ただもちろん、国務大臣でなくなった時点で、その特権は消えます！

## 第6章 司法

### ◎裁判所と司法権

- 第76条 第1項 全ての司法権は裁判所にあります！  
第2項 特別裁判所は禁止！行政機関は最後の審判を下せません！  
第3項 全ての裁判官は必ず独立して仕事を行い、憲法と法律によって判断しましょう！

### ◎最高裁判所の規則制定権

- 第77条 第1項 最高裁判所は、裁判に関するルールを作ることができます！  
第2項 検察官や弁護士などの裁判に関わる人たちは、最高裁判所に決めるルールに従いましょう！  
第3項 最高裁判所は、その他の裁判所に関するルール制定権を、その裁判所に託すことができます！

### ◎裁判官の身分保障

- 第78条 裁判官は弾劾裁判以外でクビにされることはありません！行政機関も裁判官を懲戒処分にはできません！ただ、裁判官が病気で仕事ができないって裁判で判断された場合や、第79条第3項の場合は例外ね！

### ◎最高裁判所の裁判官

- 第79条 第1項 最高裁判所は、このリーダーと、法律で決められた人数の裁判官でなります！リーダー以外の裁判官は、内閣が決めまーす！  
第2項 最高裁判所は、任命されても国民の審査を受けなければなりません！詳しくは法律で！  
第3項 国民の審査に通らなければ、クビね！  
第4項 最高裁の裁判官は、法律で法律で定年の年齢を決められます！  
第5項 最高裁の裁判官の給料は、基本的に減りません。だけど、懲戒処分を受けた時や、普通の公務員の給料が下がったときとかは例外ね！

### ◎下級裁判所の裁判官

- 第80条 第1項 下級裁判所の裁判官は、最高裁があげた候補者の中から内閣が指名します！その人たちは、法律で決められた任期分だけ任命され、再選もできます！あと、法律で定年の年齢も指定します！

### ◎法令審査権と最高裁判所

- 第81条 最高裁は、法律やその他のルールが憲法に反していないかを最終的に判断する期間でもあります！

### ◎裁判の公開

- 第82条 第1項 裁判は基本的に公開します！  
第2項 裁判官が全員一致で「この裁判は公開すべきでない」と思ったら、非公開で裁判をすることができます！だけど、政治犯罪・出版に関する犯罪・国民の権利の問題に関しては絶対公開ね！

## 第7章 財政

### ◎財政の基本原則

- 第83条 第1項 国の財政関連は、国会の議決で決められます！  
第2項 財政は健全でなければなりません！詳しくは法律にて！

### ◎租税法律主義

- 第84条 税金制度は法律で決めましょう！

### ◎国費の支出と国の借金

- 第85条 国がお金を使う場合や借金をする場合は、国会の議決が必要です！

### ◎予算

- 第86条 第1項 内閣が毎年予算案を作り国会に提出、国会の審議を経て予算を決めましょう！  
第2項 内閣は、一度決まった予算を修正する予算案を提出できません！  
第3項 新しい年度が始まっても予算が決まらなそうな場合は、内閣は暫定期間の予算案を出さなければなりません！  
第4項 毎年の予算は、国会の議決を経て、次の年以降にも使えることにします！

## ◎予備費

- 第87条 第1項 予測しにくい予算の不足をカバーするために、国会の議決に基づいて予備費をつくり、内閣の責任でこれを使うことができます！
- 第2項 予備費の支出は全て、内閣は国会の事後の承諾を得なければなりません！

## ◎皇室財産と皇室の費用

- 第88条 全ての皇室の財産は、国のものです！全ての皇室の費用は、年度予算案の中で決めましょう！

## ◎公の財産の支出と利用の制限

- 第89条 第1項 公のお金や財産は、宗教的な活動のためには使ってはいけません！ただ、第20条第3項で書いてあることはオッケー！
- 第2項 公のお金や財産は、国や地方、公共団体以外が行う慈善活動や教育なんかなにも使用してはいけません！

## ◎決算の承認など

- 第90条 第1項 内閣は、国の決算を毎年専門部署で検査してもらい、両議院に提出、承認してもらわないといけません！
- 第2項 決算を検査する専門部署(会計検査院)の権限などは法律できめます！
- 第3項 内閣は、第1項の決算の検査内容を予算案に反映させて、国会にその結果を報告しないといけません！

## ◎財政状況の報告

- 第91条 内閣は、国会に対して定期的に(最低年1回)国の財政状況について報告しないといけません！



## 第8章 地方自治

### ◎地方自治の本旨

- 第92条 第1項 地方自治は、住民の参加を基本として、住民に身近な行政を自主的・自律的・総合的に行うところです！
- 第2項 住民は、所属する地方自治体が行うことを平等に受け取る権利もあるし、負担を公平に分担する義務もある。

### ◎地方自治体の種類と、国と違法自治体の協力等

- 第93条 第1項 地方自治体の種類に関しては、法律で決めます！
- 第2項 地方自治体の役割や運営に関しては、法律で決めます！
- 第3項 国と地方自治体は法律で決められたそれぞれの役割を守り、お互いに協力しましょう！地方自治体同士も協力しましょうね！

### ◎地方自治体の議員と直接選挙

- 第94条 第1項 地方自治体は、条例などの重要事項を決めるところとして、議会を持ちます！詳細は法律にて！
- 第2項 市長や知事などの地方自治体のトップや議員は、日本国籍を持つ人による直接選挙で決めましょう！

### ◎地方自治体の権利

- 第95条 地方自治体は条例を作ることができます！

### ◎地方自治体の財政と国の財政措置

- 第96条 第1項 地方自治体の経費は、条例で定められた地方税と、自分たちで集めたお金で賄うことを基本とします！
- 第2項 地方自治体が、第1項のお金だけで運営できないと国が判断した場合には、国が必要な財政措置を取る。詳しくは法律にて！
- 第3項 地方自治体の財政も、健全なものにしましょうね！

### ◎地方自治特別法

- 第97条 特定の地方自治体にだけ、他の地方自治体とは異なる特別な扱いをするときや、その住民に特別な義務を与える場合は、住民の有効投票の過半数を取らないと制定することができません！

## 第9章 緊急事態

### ◎緊急事態の宣言

- 第98条 第1項 日本が他の国からの攻撃を受けたときや、内乱などによる社会の混乱、地震などの大規模な自然災害や、その他法律で定められた緊急事態が起きた場合は、総理大臣は内閣と話し合い、緊急事態の宣言を出すことができます！詳しくは法律で決めましょう！
- 第2項 緊急事態の宣言は、法律の下、事前か事後に国会の承認を得ないといけません！
- 第3項 緊急事態宣言が国会で認められなかった場合、もしくは状況が変わってすでに緊急事態ではなくなった場合は、総理は内閣と話し合い、緊急事態宣言を速やかに解除しましょう！あと、100日以上緊急事態が続くようなら、100日ごとに事前に国会の承認を得ましょう！

### ◎緊急事態の宣言の効果

- 第99条 第1項 緊急事態の宣言が出たら、法律の下で、内閣は法律と同じくらいの力を持つルールを制定できます！また、総理は自由にお金を使え、地方自治体のトップに関して必要な指示をすることができます！
- 第2項 第1項のルールの制などは、事後に国会の承認が必要です！
- 第3項 緊急事態の宣言が出たら、国民は法律の下で、国民の命や財産を守るために取られる措置について、国やその他の機関の指示に従わないといけません！だけど、基本的人権は最大限に尊重されます！
- 第4項 緊急事態の宣言が出たら、法律の下で、その宣言が出ている期間は衆議院は解散されません！また、両議院において任期や選挙期日の特例をつくることができます！

## 第10章 改正

- 第100条 第1項 この憲法改正を改正するには、衆議院と参議院の各総議員の半数以上の賛成と、国民の承認が必要です！国民の承認は、有効投票の半数以上の賛成が必要です！
- 第2項 憲法改正時には、天皇は直ちに憲法改正を発表する。

## 第11章 最高法規

### ◎憲法の最高法規性等

- 第101条 第1項 この憲法は日本で一番強いルールであり、法律・命令・国務に関する行為なども、憲法に反していると、それらは意味を持ちません！
- 第2項 日本が結んだ条約や、国際ルールなども、憲法を守らないといけません！

### ◎憲法尊重擁護義務

- 第102条 第1項 全ての国民は、この憲法を尊重しなければなりません！
- 第2項 国会議員、国務大臣、裁判官、その他公務員はこの憲法を守る義務があります！